

意見陳述書

2013年（平成25年）7月17日

控訴人ら代理人 弁護士 山口 仁

1、はじめに

控訴人ら代理人の山口です。

ハツ場ダムの利水において、かねてから言ってきたのは、その水受給予測が、不合理であるだけでなく、水道局、企業庁等が、不合理であることを承知で、意図的に需要を水増ししたりしていることでした。錦の御旗は、「安全サイド」「安定供給」といったマジックワードです。

この場を借りて、控訴人の主張を端的に指摘しておきたいと思います。最初に工業用水についてです。

2、工業用水について

工業用水について被控訴人は、企業と契約しているだけの水、すなわち契約水量を確保しなければならないという立場に立っています。

しかし、実際には長年、契約水量の4分の3ほどの水しか使われていないのです。

企業は、4分の3しか使っていないのに、全部についての料金を負担させられていることとなります。経費削減から現在の料金体系を改め、使った量に応じて、支払えばよいように求めています。

さらには、今後も使う可能性のほとんどない水については契約水量から外してほしいとも当然考えます。

千葉県企業庁は、これに対し、言を左右にして、契約水量は今後の新規参入で増えこそすれ、減らないんだ、料金は施設等をつくるためにかかった費用を基に応分に負担してもらっており、簡単にいじれないんだと言っています。

しかし、いらぬ水を押し売りし続けていけば、企業の方がそっぽを向いてしまいます。

契約水量は横浜市の例を紹介したように減らせるわけだし、料金体系も企業庁自らが中期経営計画において、使った量に応じて増減できるように将来的に変えることを宣言しています。

企業庁は約束した以上、将来の水需要予測に関わらず、契約水量分の水を確保する必要があると言った言い方はしていますが、契約水量を大幅に下回る需要予測はしにくいようで、実際には水需要予測を契約水量に近づけるべき操作を行なっています。

そのため、取水量ベースで算定した異常に低い75%前後の負荷率を採用しています。

千葉関連4地区間での水運用について嶋津証人が触れていましたが、ある地区の施設で取水ができなくなった際に、他地区でその分余分に取水し、配管を使って、その地区に回すことができるのです。

負荷率は、年間で一番多く水を使った日と1日平均使用量の比率ですが、一番多く使った日は地区ごとにももちろん違っており、地区ごとの一番多い日の使用量から、負荷率は算定されています。

他地区にまで水運用をすれば、当然、取水はその分大きくなります。地区ごとにまちまちな年間で一番多く使った日を足してしまえば、その分が二重にカウントされてしまいます、こうして算定された負荷率は不合理です。

さらに言えば、他地区にまわす必要があれば、取水はいつでも増やせるのです。取水は実は短期的には水需要と無関係に増減できます。取水した水を巨大な池でいったん浄水したりし、配水しているわけだから、取水と配水の間にはタイムラグがあるのです。そもそも短期的には需要を反映しない取水量ベースで負荷率を算定していること自体が不合理だと言えます。

負荷率を異常に低く設定することによって、需要予測は契約水量に近い数字になっていますが、実は将来も現在の実績どおり契約水量の4分の3ほどの需要しかないはずなのです。それは実績値のグラフが長年、横ばい状態を続けていることが物語っています。しかも、企業としては契約した分までは水を使おうと使うまいと、同じ料金を取られるので節水へのインセンティブが働かない状態のもとでの横ばいです。節水努力が企業の支出に反映されれば、さらに需要は減少するでしょう。

被控訴人は、八ッ場ダムの水源を利用する予定の地区ではこのままだと水が不足するといいますですがそんなことはありません。現在足りていれば、将来も足りります。現在は、工業用水の水源が、水道用水に転用されているほどです。しかも、八ッ場ダムの水源利用が予定されている千葉関連4地区は互いに配水管でつながっており、必要があれば、他地区の水を運用できるのです。

保有水源についても利用率を低く設定し、さらには千葉県営水道同様、第五次フルプランで各水源の供給可能量を従前の86%に下げるといった操作が行なわれています。

3、千葉県営水道について

千葉県営水道の話に移ります。

千葉県水道局は平成20年に新たな推計を出しました。水需要予測については各要素につき水増しをしていたのを、随分、控訴人が従前より主張していた予測、嶋津証人の予測に近づけました。

水道局の水需要予測の大幅な下方修正を可能にしたのは、水源からの供給量を最近20年間で2番目の渇水年というレトリックで実際以上に少なく見積も

ることによってでした。各水源の供給可能量が一気に86%に切り下げられました。需要における水増しの必要性が低くなったわけです。

1日最大給水量の需要予測が126万立米から、7年間で一気に111.3万立米に下がりました。その差は14万7000立米と、水道局が八ッ場ダムによって得る水源量12万0400立米を上回るものです。1人当たり生活用水、生活用水以外の有収水量、有収率、負荷率いずれも需要予測を低くする方向に数値が修正されています。これらの修正は7年間の実績値の積み重ねで説明できるものではありません。平成20年推計が平成13年の予測の不合理性を照らし出す形になっています。

ただ、嶋津証人の尋問のとおり、現在でも水需要予測は過大なのです。被控訴人は2025年まで人口が増え続けるとの前提に立ち予測をしていますが、少子高齢化が進んでいる日本で人口が延びることは考えられません。さらに、各人が使う水も年間を通じて平準化しています。夏であれば多く水を使うということもなくなってきているのです。多く水を使う時期に合わせて、普段から余分に水を用意しておく必要も低くなっており、さらに肝心の人口が減るので1日最大給水量の将来予測は現在より減少することになります。

ところが、被控訴人の予測値は、実績値の推移と裏腹にグラフの線が不自然な右肩上がりになってしまっている。

被控訴人は、控訴人側が増加要因を無視していると言いますが、実績値の動向は減少要因が増加要因を上回っていること、この傾向が今後も続くことを如実に物語っています。

実績値の動向と乖離した予測値を立て、なぜそれが乖離するのか原因を究明せずに計画値だから仕方ないと被控訴人が開き直るのは不合理です。

4、平成13年からわずか7年間で、その間に実績値の動向が変わったわけでもないのに、ダム1個分以上も需要予測を下方修正し、かつて無理な需要予測をしていたことを認めてしまったり、企業庁については契約水量に予測を無理やり合わせようとしたり、被控訴人は無知から不合理をしているではありません。確信犯で、ダムは必要という結論ありきで、その結論に合わせた受給予測をしていることを控訴人は明らかにしてきました。被控訴人の予測値とは、ダム計画に合わせた計画値なのです。

5、最後に

水は大事だ、必要である、安定的に供給しなければならないといったことを錦の御旗にし、水増した需要予測を重ねるのは、一方でダム計画に巨額の支出をするのが妥当かという経済的合理性、費用対効果の面を無視した立論です。

控訴審で、被控訴人は、付言とはいえ「利水の危機管理」という標目のもと、大災害の際は水が不足する、戦争等で輸入がストップすれば、食糧自給のため

水が必要になるといった話を持ち出してきました。ここで語られているのは、とにかく水が必要だ、万が一、水がなくなったらどうするんだといった、費用対効果、経済的合理性などどこかへすつとんでしまった無制限なダム必要論にほかなりません。

被控訴人は、これを、水をめぐる世界的な問題を控訴人らに認識してもらいたいため、すなわち啓蒙的意図で書いたかのように言っていますが、訴訟で啓蒙の必要などありません。

被控訴人は、バーチャルウォーターという概念を持ち出します。牛肉一切れを生み出すのに、その飼料等のため大量の水が使われている。もし、国内で食料自給率をあげるという選択肢を残すのであれば、将来の人口減少を考慮しても決して水余りと言えない、「過去一時期の実績が少ないから新たな水源開発の必要はない」という発想は短絡的であると言っています。たとえ現在すでに水が余っていても、少子高齢化による人口減少があっても、水はもっともっと必要だと言いたいわけです。

また、たとえ負荷率を見込んで施設整備を行っていても、震災等災害時には県民や受水企業への給水能力が低下し、供給不足が生じる、「水源開発や施設は必要不可欠なものに絞れ」という発想は災害時の事を考慮しておらず妥当でないとも言っている。

しかし、利水面におけるダムの必要性は、実績値の動向に基づいた客観的な需給予測をしたうえで、費用対効果を考慮し、判断される必要があります。

以 上